様式４の７（随意契約）

抽　出　事　案［ プロポーザル ］説　明　書

発注機関名：京都府商工労働観光部雇用推進課

| | |
|---|---|
| 業務名 | 令和８年度京都ジョブパーク事業　学生府内定着・UIJターン促進事業 |
| 業務概要 | （１）業務の目的<br>・大学生等及び留学生のキャリア形成支援及び府内企業への定着促進<br>・全国に在住する者の京都府への還流促進<br>（２）主な業務内容<br>・就職及び移住相談窓口の設置<br>・大規模合同企業説明会及び小規模企業交流会の開催<br>・就職支援セミナー等の実施<br>・大学訪問によるニーズ把握<br>・職場体験プログラム作成に係る企業伴走支援及び学生と企業のマッチング<br>・民間就職フェアへの出展 |
| 公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由 | 生産年齢人口の減少により、企業の人材確保の必要性が高まるなか、京都府内の大学生の府内企業就職率は年々低下傾向にあり、直近では令和７年３月卒の学生で16.6%となっている。<br>このような中、人口減少に打ち克つ新たなチャレンジとして策定した「京都府人材確保・多様な働き方実現プラン（計画期間：令和８年度～令和１１年度）」においては、課題を解決するための重点労働施策として人材確保・定着加速化プロジェクトを実施することとしており、学生の府内企業及び地域との交流機会を新たに創出していくことにより、府内定着のみならず、将来のUIJターンにつながるような施策を展開することとしている。そのため、これまで別々に実施していた既存の学生等支援業務と移住人材確保支援業務を統合した上で、学生の間に良質な記憶を京都で作ってもらい、卒業後府外に就職した方が京都に帰ってきたいと思えるよう京都を起点とした還流行動を促す、といった長期的な視点での施策を展開する必要がある。<br>上述のように、新たな観点からの施策を展開していくためには、就職支援等の経験を有する事業者から、府内外大学とのネットワーク、京都企業や移住に関する専門知識等、事業者の所有するリソースに基づく提案を受け、さらには公募型プロポーザルの形により、その中で最も優れた事業を選択す |

| | |
|---|---|
| | ることが不可欠であると考えられるため。 |
| 参加資格要件及びその理由 | 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導・勧告等を受け、是正が図られていない事業者でないこと。 |
| 参加申請者数 | １者 |
| 選定経過 | 公募期間　令和８年２月10日～令和８年３月11日<br>申請受付　令和８年２月10日～令和８年３月11日<br>外部有識者意見聴取　令和８年３月13日<br>選定結果の通知　令和８年３月18日<br>契約日　令和８年４月１日<br>見積限度額　116,641,000円（税込）<br>契約金額　116,640.900円（税込）<br>契約期間　令和８年４月１日～令和９年３月31日 |
| 選定業者名 | 学生・UIJ事業共同企業体 |
| 選定理由 | 事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容・執行体制も具体的で現実性のある計画が提案されている。 |

# 令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJ ターン促進業務
# 企画提案募集要項

第１　事業の趣旨･目的

京都ジョブパーク基本方針等に基づき、「学生就職センター」及び「京の留学生支援センター」の運営を通じて、高校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生、短期大学生、大学院生並びに既卒３年以内の若年者及び留学生（卒業後の未就職者も含む）に対し、京都府と「就職支援に関する協定」を締結している大学（以下、「就職支援協定締結校」）等及び高校と連携しながら、京都府内企業へのインターンシップをはじめとする就職支援や学生と府内企業との交流の機会の創出を行うことで、府内定着、将来の UIJ ターンにつながる基盤形成をするとともに、京都府及び府内企業の魅力や京都ジョブパークの支援を京都府外に広く発信し、京都企業とのマッチング支援を実施することにより、全国に在住する者の京都府への還流を促進する。

第２　業務概要

(1)　委託業務名　令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJ ターン促進業務（その１）（その２）

(2)　委 託 内 容

別添「令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJ ターン促進業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3)　契 約 期 間　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日

(4)　委託上限額　116,641 千円　（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額の内訳は、別添仕様書の（その１）は 109,941 千円、（その２）は 6,700 千円とする。

第３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(2)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3)　京都府税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4)　企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号。以下「法」という。第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力

団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7)　労働関係法令の違反により、労働行政機関等から指導・勧告等を受け、是正が図られていない事業者でないこと。

## 第４　参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒601-8047　京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館３階
京都府商工労働観光部雇用推進課
電話 075-692-3232　FAX 075-682-8924
メールアドレス koyosuishin@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア　配布期間　公募開始日～令和８年３月１１日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで。）

イ　配布場所及び受付場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、以下に掲げるホームページからダウンロードできる。
●京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html)
●京都府ホームページの産業・仕事タブ内の新着情報ページ
(http://www.pref.kyoto.jp/sangyoshigoto/shinchaku/index.html)

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　公募開始日～令和８年３月１１日（水）
受付時間は午前９時から午後５時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所　(1)に同じ。

ウ　提出方法　持参（平日の午前９時～午後５時）又は郵送（書留郵便に限る。）

## 第５　事前説明会

(1) 開催日時　令和８年２月１９日（木）14 時～15 時 30 分（予定）

(2) 開催場所　京都テルサ（京都市南区東九条下殿田町 70）

(3) 申込方法　事前説明会に参加を希望する者は、参加申込書（様式任意：会社名、連絡

先、出席者名を必須で記載すること）を作成し、第４(1)の担当部署に提出すること。（FAX 可。ただし着信確認の電話を行うこと。）

(4) 説明会への申込期限　令和８年２月 18 日(水) 午前 10 時まで

※やむを得ず、上記(4)の期限までに手続が間に合わない場合は当日受付も可とするが、その際の当日資料は１団体当たり１部までの配布とする。

第６　質疑・回答

(1) 受付期間　公募開始日～令和８年２月２６日(木)(午後５時必着)

(2) 質疑方法　持参のほか、質問内容を郵便又はＦＡＸにより、第４(1)の担当部署まで提出すること。以下のメールアドレスへの送信も可。

※メールアドレス　koyosuishin@pref.kyoto.lg.jp

(3) 質疑様式等　様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア　件名は、「令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJ ターン促進業務企画提案に関する質問」とすること。

イ　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答方法　質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html)に掲示し、個別には回答しない。

(5) 回答日　質問毎に随時回答

第７　応募書類

(1) 提出書類

下記の書類を 11 部（正本１部、副本 10 部）提出すること

ア　令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJ ターン促進業務企画提案公募参加申請書（様式１）

グループ応募については、グループ構成員表兼委任状（様式１－２）

イ　企画提案書（任意様式）

提示する仕様書を基に具体的に提案すること。（なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれを類推できるような事項を記載しないこと。）

ウ　各種資格認定者（カウンセラー資格等）一覧表（様式２）

エ　経費見積書（任意様式）

オ　団体概要書（様式３）

なお、様式３に加え、以下の書類を添付すること。

※グループ応募の場合は、構成員毎の団体概要書と添付資料を提出すること。

(ｱ) 法人等であることが確認できる以下のいずれかの書類

a　法人登記簿謄本(登録事項全部証明)

b　定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

※ a については、発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

(ｲ) 営業経歴書（様式４）

(ｳ) 応募資格を満たすことが確認できる書類

a　応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式５）

b　京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

※ｂについては、発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

(ｴ) 団体役員の名簿

役職名、漢字氏名・カナ、性別、生年月日を記載した書類（任意作成）

(ｵ) 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

カ　「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の２点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

キ　使用印鑑届

(2) 提出された応募書類等の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号）に基づき取り扱うこととする。

イ　提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

カ　参加申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式６）を提出する。

第８　評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価・採択基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。開催日時、場所等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書等について、評価基準に基づいて、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、経費見積書の金額が最も安価な者を相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で経費見積書を再作成し、再提出された経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア又はイに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　経費見積書の金額が、第２(4)の委託上限額を超える場合

エ　府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ　評価に係る外部有識者に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

第９　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、以下項目について京都府ホームページ「令和８年度 学生府内定着・UIJ ターン促進業務に係る公募型プロポーザルの実施について」において公表するとともに、第４(1)の担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が２者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

第 10　契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 159 条第２項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払については、精算払とする。

ただし、受託者から前金払の請求があった場合において、事業の遂行上必要と認められる場合は、事業費のうち人件費相当額を前金払とすることができる。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式６）を提出すること。なお、この場合は、次順位者を候補者とする。

第 11　その他留意事項

(1) 企画提案書及び経費見積書については、１者につき１提案に限る。

(2) 参加申請書等を提出した後、企画提案書及び経費見積書の差替、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、京都府から指示があった場合を除く。

(3) 参加申請書等を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。

(4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。
(6) 参加者が１者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
(7) 本事業は、京都府の委託事業となるため、次の点に留意すること。
ア　京都府からの委託事業となるため、事業の成果等は府に属するものとする。
イ　委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規程を適用する。
(8) 本事業は、京都府との契約において、以下の事項に該当する場合は、委託料を減額することに留意すること。
ア　第２(3)の期間内の１月 31 日時点で、別添の（その１）仕様書 13(1)及び（その２）仕様書 5(1)に記載する目標数のいずれかが６分の５未満しか達成できておらず、かつ、京都府の指導にもかかわらず、受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断したとき、京都府は、受託事業者にその旨通知する。
イ　前項の場合、第 2(4)に定める委託料（別添の（その１）仕様書 15(1)及び（その２）仕様書 7(1)に記載する人件費相当額を除く。）は、その 10 分の１を減額する。
ウ　第２(3)の期間内の１月 31 日時点で、別添の（その１）仕様書 16(2)及び（その２）仕様書 8(2)に記載する経費内訳（当該時点の実績及び年度完了時の見込み）を報告することとし、（その１）仕様書 15(3)（その２）仕様書 7(3)の一般管理費が委託対象経費の１割を超える見込み、又は、（その１）仕様書 18(2)が満たされない見込みがある場合は、直ちに見込み経費の執行計画の修正案を提案し、京都府の承認を得るか、又は、（その１）仕様書 15(3)、18(2)及び（その２）仕様書 7(3)が満たされるように、委託料の減額にともなう変更契約をしなければならない。
(9) 当該運営業務委託について、京都府の令和８年度当初予算が議決されない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合においても当該応募に係る経費については、提案者の負担とする。
(10) 京都ジョブパーク事業の円滑な運営の推進のため、京都ジョブパーク理念、行動指針及び諸規程を遵守すること。

# 令和８年度京都ジョブパーク事業
# 学生府内定着・UIJターン促進業務（その１）仕様書

## １　趣　旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の基本方針等に基づき、高校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生、短期大学生、大学院生及び既卒３年以内の若年者（以下「大学生等」という。）に対し、京都府と就職支援協定を締結している大学等（以下「協定締結校」という。）及び府内高校と連携した京都府内企業へのインターンシップ等（※1）をはじめとするキャリア形成及び就職支援を実施し、一人ひとりの成長段階に応じたキャリア形成から就職の早期実現、定着の促進を図る。

また、協定締結校をはじめ、大学・高校等と連携しながら、学生と府内企業との交流の機会の創出を行うことで、府内定着、将来のUIJターンにつながる基盤形成をするとともに、京都府及び府内企業の魅力や京都ジョブパークの支援を京都府外に広く発信し、府内企業への就職を希望する学生や求職者等の京都ジョブパークの利用を促すとともに、京都企業とのマッチング支援を実施することにより、全国に在住する者の京都府への還流を促進する。

（※1）令和４年６月13日付で改正された「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）において類型化された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組

## ２　委託業務名

令和８年度　京都ジョブパーク事業　学生府内定着・UIJターン促進業務（その１）

## ３　業務内容

上記１の趣旨を実現するため、京都ジョブパークの他のコーナー、移住相談窓口（※2）、京都企業人材確保センター及び京都府生涯現役クリエイティブセンターと連携し、京都府と協議の上、以下４～１１の業務を行うこと。

また、業務運営にあたっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務内容を検証し、必要な改善を図ること。

（※2）京都府が運営する移住相談窓口
京都府内：丹後Ｕ・Ｉターンセンター、中丹Ｕ・Ｉターンセンター、京都府移住センター
大阪府内：大阪ふるさと暮らし情報センター
東京都内：東京Ｕ・Ｉターンセンター、ふるさと回帰支援センター

## ４　相談窓口の運営に関する業務

### （１）京都府内企業におけるインターンシップ等実施希望者からの相談対応

京都府内企業へのインターンシップ等を希望する大学生等からの相談に原則予約制で対応するとともに、相談者に対し、インテークで把握した主訴やニーズに基づいた支援メニューの案内を、京都企業人材確保推進業務（以下、「人確業務」）の学生向け相談窓口の相談員と連携し実施すること。

なお、相談者から業種・実施日数・体験したい業務内容等を十分に聞き取った上で、京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」（https://webjobpark.kyoto.jp）に掲載する企業のうち、インターンシップ等の受入れを希望する企業の中から、要望に合う京都府内企業を大学生等に提案し、満足度の高いインターンシップ等の実施に繋げること。

また、相談者のニーズに応じ、電話、メール、SNS、WEB会議ソフト等での相談にも対応すること。

ア　業務の実施場所

京都ジョブパーク　学生就職センター（インターンシップコーナー）
京都市南区東九条下殿田町70　京都テルサ内

イ　業務の実施時間

午前９時～午後７時（土曜日は午前９時～午後５時）
日曜日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）は休み

※ただし、イベント実施や緊急時等には、業務日の時間外、日曜日、祝日、年末年始等に対応を要する場合がある。

※飛び込みの来所者の予約受付に対応できるよう、業務時間内には常に上記アの場所に１人以上の人員（下記12(1)の現場責任者も可とする）が常駐すること。常駐する人員は、別に委託する「学生府内定着・UIJターン促進業務（その２）」の常駐する人員が兼ねることもできる。

※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

### （２）ＵＩＪターン就職希望者への相談対応

京都府内企業へのＵＩＪターン就職を希望する学生・一般求職者への相談に対応すること。

なお、相談希望者のニーズに応じ、電話、メール、SNS、WEB会議ソフト等のコミュニケーションツールを効果的・効率的に活用し、対応すること。

また、相談希望者のニーズに応じ、京都府が運営する移住相談窓口に配置されている「京都移住コンシェルジュ」(※3)と連携し、合同で相談対応を行うこと。

（※3）移住相談窓口において、相談対応から現地案内、地域定着まで伴走支援を行う総合案内人

ア オンライン等による相談

(ｱ)業務の実施場所

業務の実施場所は指定しないが、京都テルサに設置されたオンライン相談ブースを使用可能とする。

なお、電話、メール、ＳＮＳ、ＷＥＢ会議ソフト等のコミュニケーションツールを活用した相談対応にあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮すること。

(ｲ) 業務の実施時間

午前９時～午後７時（土曜日は午前９時～午後５時）

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月 3 日）は休み

※ただし、イベント実施や緊急時等には、業務日の時間外、日曜日、祝日、年末年始等に対応を要する場合がある。

※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

イ 京都ジョブパーク東京窓口における対面相談

(ｱ)業務の実施場所

ふるさと回帰支援センター　京都ジョブパーク東京相談窓口

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館内

(ｲ)業務の実施時間

午前 10 時～午後６時

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）、ふるさと回帰支援センターの休館日は休み

※対面相談は事前予約制とし、業務時間中、(ｱ)の場所において人員を常駐させる必要はない。

※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

## ５　学生向け支援に関する業務

### （１）インターンシップ等参加者への対応

ア　インターンシップ等の実施に関する支援

インターンシップ等実施希望者にはカウンセリング等によるフォローを行うとともに、インターンシップ等の実施後は、定期的に京都ジョブパークが実施する

イベントの情報発信等、継続した支援を行うこと。

イ　インターンシップ等参加者の保険加入

インターンシップ等参加者について、期間中、万が一の事故等に備え、保険の加入手続きを行うとともに、保険料を負担すること。

**（２）過年度利用者への対応**

過年度に学生就職センターが支援した者に対して、京都府生涯現役クリエイティブセンターが運営する学び直しサイト「KYO育.tv」等の教育コンテンツの活用促進や、定期的に京都ジョブパークが実施するイベントの情報発信等、継続した支援を行うこと。

**（３）大規模インターンシップ企業説明会（就活準備フェア）の開催**

以下の合同企業説明会を対面で３回開催すること。また、会場内にて低回生の学生に関心の高いセミナーを開催するなど、集客力ある企画になるよう工夫するとともに、協定締結校への周知等を通じて、できるだけ多くの学生の参加を促し、京都府内企業へのインターンシップ等の促進を図ること。

ア　開催内容

2029年、30年卒の学生に向け、インターンシップ等受入れを希望する京都企業が出展する合同企業説明会

| | 時期 | 会場 |
|---|---|---|
| １回目 | 令和８年５月中 | 京都市勧業館みやこめっせ（予定） |
| ２回目 | 令和８年６月中 | Kotoホール（イオンモールKYOTO　SAKURA館）（予定） |
| ３回目 | 令和８年10月から11月まで | 京都産業会館ホール、京都市勧業館みやこめっせ又はKotoホール（イオンモールKYOTO　Sakura館）のいずれか |

※1回目、2回目の会場は京都府が予約予定。会場費は受託事業者が負担すること。

※1回あたりの企業数については会場の面積等により調整することとし、年間３回で130社以上の参加企業数を確保すること。

イ　開催にあたっての業務内容及び留意事項

京都府と協議の上、人確業務と調整・連携を行いながら、以下の内容を実施す

ること。

(ｱ) 事業内容の企画提案・調整

スケジュール、会場レイアウト、コンテンツなど事業内容の企画提案及び調整を実施すること。

(ｲ) 出展企業の募集・事前説明会の実施

a 京都府内の中小企業への周知

京都府内の中小企業への周知について、開催の２ヶ月前までに出展企業募集要項等の必要となる資料を作成の上、WEBサイトでの告知を実施し、出展企業の募集を行うこと。

なお、有給・中長期（5日以上かつ20時間以上）のインターンシップ等受入れを希望する京都企業を優先的に出展させること。

b 出展企業向け事前説明会の開催

開催の２週間前までに、イベント概要や当日の流れ等を説明し、滞りなく合同企業説明会を実施できるよう出展企業向け事前説明会を開催するとともに、各企業が自社について魅力的な説明を実施できるようポイントを押さえたセミナーを実施すること。

(ｳ) 広報の企画及び実施

開催の２ヶ月前までに出展企業の高い満足度及び多くの求職者の集客を図ることのできる効果的な広報を実施すること。チラシ、ポスター、特設サイト及び出展企業の紹介冊子は必ず作成すること。また、広報期間は１ヶ月半以上必ずとること。

(ｴ) オンデマンド配信

出展企業に対し、企業概要、インターンシッププログラムの内容等、学生のインターンシップ参加につながるオンデマンド配信用動画の作成・提出を依頼すること。動画の撮影方法・提出形式は、受託事業者が事前に基準を示し、出展企業へ周知するものとする。提出された動画は必要な編集・確認を行った上で、合同企業説明会開催後ホームページ（「ジョブこねっと」等）に掲載し、学生等が場所や時間を問わず視聴できる環境を整備すること。掲載終了時期は京都府と協議の上決定すること。

(ｵ) 当日の運営

滞りなく運営できるように、会場の準備や必要な人員の配置などを実施すること。また、出展企業及び来場者へのアンケート調査を必ず実施すること。

また、万が一の事故等に備え、必要に応じてイベント保険への加入について検討すること。

(ｶ) 実績の報告及び効果の分析

開催後、３週間以内にアンケート集計などを実施し、実績の報告及び効果の分析について報告書を提出すること。

**（４）「京都理系学生×京都産業　未来ひとづくりプロジェクト」の推進**

京都府では、次世代の中核となるべき理系学生に対し、京都産業の中心であるものづくりや情報通信産業等の分野におけるSTEAMの魅力・やりがいを伝える活動を産学官労連携により展開し、オール京都で、次世代理系人材の活躍を後押しするため、「京都理系学生×京都産業　未来ひとづくりプロジェクト」（以下、「理系プロジェクト」という。）に取り組んでいることから、理系学生と府内企業の交流する機会を提供し、府内企業への就職を促進するため、以下の業務を行うこと。

ア　理系学生と府内企業で交流する機会の立案・実施

(ｱ) 理系人材ジョブ博

理系学生のインターンシップ等受入れを希望する京都企業が出展する、５社規模の合同企業説明会を年間２回以上、10社規模の合同企業説明会を年間1回以上開催すること。

なお、「（３） 大規模インターンシップ企業説明会（就活準備フェア）」と同時開催とすることも可とする。

(ｲ) 協定締結校と連携した交流イベント

理系プロジェクトの取組として、京都府内の大学等に在籍する理系学生と府内企業が交流できるイベントの企画を積極的に立案し、学生15人の参加を標準とする交流イベントを年間で20回以上開催すること。

企画の立案にあたっては、以下の内容を考慮し、集客力ある企画になるよう工夫すること。なお、６（２）の事業について、理系学生を対象にした形で実施した場合は、本項目の実施回数に含めることとしてもよい。

a　理系学部のある協定締結校への訪問・営業活動を通じて、大学・学生のニーズ把握に努めるとともに、大学と連携した学内イベント等については、随時、積極的に企画・提案すること。

b　京都企業への訪問・営業活動を通じて、学部・学科、業種・職種などのニーズを把握した上で、募集するターゲットを明確にした小規模イベントを中心に検討すること。

例えば、理系学生が自身の研究内容・学びを企業に向けて発表した上で、企業担当者との交流し、学びをどのように社会で活かせるかを考える機会を提供するなど、理系学生の府内企業への理解と就職意欲を高め、府内定着に繋がるイベントを企画すること。

c　参加対象を特定の大学や学部・学科等に限定しないイベントを企画する場合、企業見学ツアーやものづくり体験等の幅広い学生の関心を引ける内容等、集客が見込めるように工夫すること。

(ｳ) 京都府外の大学と連携した交流イベント

a　関西圏大学と連携したイベント

関西圏の理系学部を有する大学との連携により、府内企業と関西圏の理系学生が交流できるイベントを年間１回以上開催すること。

b 九州圏大学と連携した交流イベント

九州圏の理系学部を有する大学との連携により、府内企業と九州圏の理系学生が交流できるイベントを年間１回以上開催すること。

なお、連携する関西圏大学、九州圏大学は京都府が指定するとともに、交流イベントの開催時期や内容等については、京都府と協議の上で決定するものとする。

イ　理系プロジェクト会議の運営補助

京都府が参画団体を招集した会議を年間１回程度開催するにあたり、会議の運営補助を行うこと。また、会場費等の経費について負担すること。

ウ　理系プロジェクト参画団体との連絡・調整

京都府からの指示により参画団体との連絡・調整を行うこと。

## ６　大学向け支援に関する業務

### （１）協定締結校への訪問・営業活動

大学生等の府内就職・定着を促進することを目的として、協定締結校に対し、以下のとおり精力的に訪問・営業活動を行うこと。

また、協定締結校について、第１四半期内に１回以上の訪問を行うとともに、京都ジョブパークを利用して府内就職している学生が多い大学については複数回訪問するなど、学生の府内就職に資する効率的な訪問方法を検討すること。

さらに、首都圏、関西圏、中京圏及び福岡都市圏に所在する協定締結校以外の大学等に対しても、京都府との就職支援協定締結への意欲喚起及び以下の事業の案内を行い、学生の当該事業への参加・利用を促すこと。

なお、大学を訪問する際は、人確業務と連携し、大学との日程調整を行うこと。

加えて、訪問・営業活動については、大学のキャリアセンター等に限らず、大学内のサークル、同窓会組織等に対しても積極的に働きかけることで、学生との直接的な接点をつくる取組を積極的に行うこと。

ア　大学生等への京都ジョブパークの登録促進及び以下の事業の利用促進

(ｱ) WEBカウンセリング

(ｲ) 京都JPカレッジ（※4）

(ｳ) 京都産業学セミナー（※5）

(ｴ) 京都ジョブ博（※6）、就活準備フェア

(ｵ) 個別・ミニ企業説明会、個別・ミニインターンシップ企業説明会

(ｶ) 京都ジョブパークサイト（※7）

(ｷ) ワークルール教育に係る事業

(ｸ) 就職トライアル（※8）

(ｹ) その他、京都府の指示する事業

(※4) 大学生等が企業の求めるヒューマンスキル及びテクニカルスキル等を効果的に修得できるよう、大学生等のニーズやレベルに合わせた人材育成研修

(※5) 大学生等が、京都府内の業界研究や自身のキャリア教育に資する取組として、大学等において、京都産業に高い知見を有する者や京都府内企業の経営者等の外部講師を派遣し、京都産業における特徴や京都企業の魅力など、京都産業について理解を深めるセミナー

(※6) 京都ジョブパークが主催する大規模リクルートイベント

(※7) 「ジョブこねっと」（https://webjobpark.kyoto.jp）、「京都ジョブナビ」（https://kigyo.city.kyoto.lg.jp/jobnavi/）、「京都ものづくり企業ナビ」（https://www.monodukuri-kyoto.jp/）及び「京都お仕事相談窓口キャリアカウンセリング予約サイト」（https://jobpark.pref.kyoto.lg.jp/counseling/Calendar/）

(※8) 京都府が推進する子育てにやさしい職場づくり行動宣言の実践を行った事業所において実施する有給・中長期（5日以上かつ20時間以上）の職場体験プログラム（以下「有給型就職トライアル」とする。）及び企業による交通費等支援・中長期（5日以上かつ20時間以上）の職場体験プログラム（以下「企業支援型就職トライアル」とする。）（以下「有給就職型トライアル」及び「企業支援型就職トライアル」の両方を示すものを「就職トライアル」とする。）であり、以下に該当するものをいう。

a　京都ジョブパークサイトにおいて、当該事業を行う事業所における来年度の新卒採用にかかる求人を募集する予定があること。

b　本事業で体験する業務において、過去、学生アルバイトの雇用実績がないこと。

c　当該事業所の事業主が以下のいずれにも該当しない法人又は個人事業主であること。

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第５条第１項に規定する適用事業の事業主で無い者
・京都府税の滞納がある者
・京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第２条第４号に掲げる暴力団員等
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第２条第６項第４号に規定するものを営む者を除く。）
・営業に関して必要な許認可等を取得していない者
・本事業の開始日の前日から起算して過去１年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けている者
・学生を派遣するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

イ　大学のニーズ及び課題のヒアリング

ウ　訪問・営業活動状況を共有するためのJPシステム（※9）への活動履歴の入力

（※9）京都ジョブパークを利用する求職者や企業の情報を管理するために、ジョブパーク内に設置するシステム

**（２）協定締結校との連携事業の実施**

上記（１）により、協定締結校と連携した以下の説明会等を開催すること。なお、開催にあたっては、参加学生の重複が見込まれるような実施形態は避け、より多くの大学生等の支援に繋げる形で実施するとともに、多くの大学生等が参加するように、大学への積極的な案内やWEBサイトなどを通じ、広く周知すること。

ア　京都産業学セミナーの実施

京都産業における特徴や京都企業の魅力などについて、大学生等の理解を深めるため、以下のとおり京都産業学セミナーを実施すること。

(ｱ) 府内大学と連携したセミナー

府内大学からの依頼に基づき、府内企業の経営者等を講師とするセミナーを年間10回以上実施することとし、各回50名程度の受講者を確保すること。

(ｲ) 業界研究・働きやすい京都企業講座

上半期と下半期をそれぞれ１クールとした上で、各クールにおいて、10種類の業種別の講座を対面形式及びWEB形式で各１回ずつ、年間40回実施することとし、各回30名程度の受講者を確保すること。

また、WEB開催の各講座については、京都府が指定するWEBサイトにおいてオンデマンド配信すること。

なお、本セミナーは京都JPカレッジの一環として実施すること。

イ　協定締結校と連携したミニインターン企業説明会・企業交流会

大学生等のインターンシップ受入を希望する京都府内企業によるミニインターン企業説明会（２～５社程度）を年間50回以上開催し、1,750人以上の参加学生を確保すること。開催にあたっては、学生の参加について大学の協力を得るため、人確業務と連携し、日程や出展企業の選定について早期から大学と調整を行うこと。

＜開催回数の目安＞

京都府内大学：45回

京都府外大学：５回

ウ　大学の要望・ニーズに応じた連携事業の実施

上記アとは別に、大学の要望・ニーズに応じた連携事業を実施すること。具体的には以下のような事業が想定されるが、その他企画についても積極的に立案・実施することとし、95回程度で3,850人以上の参加学生を確保すること。

(ｱ) 協定締結校と連携した企業交流会

大学生等と府内企業との交流事業を年間45回以上実施すること。

(ｲ) 就職相談会・ガイダンス

協定締結校の要望に応じ、協定締結校内でのUIJターン就職相談会や、就職準備ガイダンス等を実施すること。

(ｳ) 協定締結校又は府内高校への就職支援等講師派遣事業の実施

府内大学又は高校に対し、講師派遣を行い、就職への心構えやビジネスマナー、面接での注意事項等に関するセミナーを行うこと。

なお、高校生を対象としたセミナーは、原則として高校から求めがある場合かつ参加者が京都ジョブパーク登録に応じる場合に講師派遣を行うこと。

(ｴ) その他連携事業

京都ジョブパーク登録が促進されるよう、JP登録会の開催やガイダンス、個別相談会などの共催を行うこと。

＜開催の目安＞

・京都府内大学：50回以上　参加学生：1,800人以上

・京都府外大学：45回以上　参加学生：2,050人以上

## 7　学生団体等と連携した事業の実施

京都ジョブパークの認知度向上に資する取組として、大学のキャリアセンターや教員との連携のみならず、学生サークルや大学の同窓会等との連携により、50人以上の学生の参加が見込めるイベントを年間1回以上企画・提案すること。（※10）

(※10) 令和7年度京都ジョブパーク事業学生等支援事業においては、よさこい、合唱、能、日本舞踊、ビジネスアイデアの発表等、多種多様な分野の学生のパフォーマンスを披露する「未来咲コンテスト」というイベントを、大学広報サークルの学生との連携により実施。

## 8　学生・企業・地域交流事業に関する業務

学生の府内定着のみならず、将来の UIJ ターンに繋がる「学生時代の京都での良質な記憶づくり」に資する取組として、以下の業務を実施すること。

### （1）　学生・企業・地域交流事業の実施

京都府総合計画（計画期間：令和 5 年 4 月～令和 9 年 3 月）に定める 8 つの広域連携プロジェクト(※11)、又はもうひとつの京都（※12）に関する事業を年 5 回以上実施すること。

企画の立案にあたっては、別紙「学生・企業・地域交流事業の実施例」を参考に、学生と府内の企業が共同して取り組むことができる事業を企画・提案すること。なお、５（３）、５（４）ア、６（２）ア、イ、及びウ、７に示すイベント等の開催回数に含めてもよいものとする。

(※11)8つの広域連携プロジェクト

府域の均衡ある発展を図るために、府域で進む基盤整備の効果を活用するとともに、市町村単位を超えた広域連携の取組を指すもの。

①産業・物流広域連携プロジェクト
②環境広域連携プロジェクト
③文化・スポーツ広域連携プロジェクト
④観光・交流広域連携プロジェクト
⑤京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクト
⑥南丹地域スポーツ＆ウェルネス＆ニューライフ広域連携プロジェクト
⑦京都府南部イノベーションベルト広域連携プロジェクト
⑧グレーターけいはんな広域連携プロジェクト

(※12)もうひとつの京都

広域的に地域のコンセプトを明確にした「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」、「竹の里・乙訓」をエリア設定し、京都のブランド力を生かしながら、地域の資源を磨き上げ、地域が一体となった観光地域づくりを進めるもの。

海の京都（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）
森の京都（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）
お茶の京都（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）
竹の里・乙訓（長岡京市、向日市、大山崎町）

## ９　企業向け支援に関する業務

### （1）京都企業への訪問・営業活動等によるインターンシップ等及び就職トライアル実施企業の確保

京都企業へ精力的に訪問・営業活動等を実施し、インターンシップ等及び就職トライアルの実施を勧奨し、実施企業を確保すること。

なお、訪問・営業活動にあたっては、人確業務と協議のうえで実施が見込まれる企業を４月中に100社程度選定し、当該企業及び過去の就職トライアル実施企業を中心に訪問するなど、効率的な企業開拓を実施すること。

なお、就職トライアル事業の要件を満たす有給・中長期の職場体験等を実施予定の企業に対して、ジョブこねっと掲載による広報協力等を実施したうえで、令和８年度参加学生の情報について報告を受けた場合、その参加学生と労働者派遣法に基づく契約を締結していない場合でも、13（１）カの実績として計上してもよい。

### （2）インターンシップ等及び就職トライアル実施企業への伴走支援の実施

有給・中長期の職場体験等の実施を検討している企業に対し、受入にかかるプログラムの作成支援や受入期間中の指導役社員への相談対応・フォロー等の伴走支援を実施すること。

なお、プログラムの作成支援にあたっては、インターンシップ等及び就職トライアル（５日・20時間を標準とする）の実施モデル例を作成することとし、伴走支援に活用するとともに、ジョブこねっと、その他京都府が指定するホームページでも公開のうえ、実施企業の確保にも繋げること。

**（３）有給型就職トライアル実施企業との派遣にかかる契約及び企業負担金の徴収**

有給型就職トライアルの実施を希望する事業所の事業主と労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づく派遣契約を締結し、有給型就職トライアルへの参加を希望する学生を派遣するとともに、派遣にかかる費用（派遣学生の給与及び交通費）の1/2相当額を企業負担金として徴収すること。

なお、以下のいずれかに該当する場合、派遣にかかる費用（派遣学生の給与及び交通費）の全額を企業負担金として徴収するか、または、実施事業主と学生が直接雇用契約をするように調整すること。

ア　就職トライアルプログラムの受入対象について、令和８年度又は令和９年度卒業予定の学生に限定している場合

イ　大企業（※13）が就職トライアルを実施する場合

ウ　本契約に基づく派遣にかかる費用の総額が3,790千円以上、又は、1社あたり286千円以上、又は、1人あたり143千円以上となる場合

エ　派遣する学生が、派遣先事業所の事業主又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は３親等以内の血族若しくは姻族をいう。）となる場合

オ　派遣する学生が、過去に派遣先事業所と雇用関係にあったことが判明した場合

（※13）以下のいずれかに該当する法人をいう。

a　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当しない営利法人

b　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

c　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業等

d　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業等

**（４）有給型就職トライアル参加学生との契約及び派遣並びに派遣費用の負担**

有給型就職トライアルの参加を希望する学生と労働者派遣法に基づく派遣契約を締結し、労働者派遣法で定められた派遣元事業主の講ずべき措置等に留意し、有給型就職トライアル実施企業へ派遣するとともに、実施期間中の給与等、派遣にかかる費用について、受託者が負担すること。

### （５）就職トライアル成果報告会の開催

就職トライアルによる成果報告会を年間２回以上開催することとし、就職トライアル実施済みの学生３名程度及び企業３社程度が各回登壇するように調整すること。

また、参加者として各回10名程度の学生及び５社程度の企業を確保するとともに、事業の成果を広く発信することで学生や企業の就職トライアル新規参加を促す機会として活用すること。

なお、成果報告会の開催時期や内容等については京都府と協議の上で決定し、開催に必要な資料の作成、登壇者の調整等を行うこと。

## １０ 京都府外在住者を対象とした業務

京都府及び府内企業の魅力や京都ジョブパークの支援を京都府外に広く発信し、府内企業への就職を希望する学生や求職者等の京都ジョブパークの利用を促すとともに、京都企業とのマッチング支援を実施するため、以下の業務を行うこと。

なお、本業務の推進にあたっては、「移住支援金（※14）」及び「地方就職支援金（※15）」の対象となるマッチングが促進されるように留意すること。

（※14）首都圏在住者の府内への環流を促進するため、京都府移住支援事業補助金交付要綱に基づく就業等に伴う経費を国、京都府、対象市町村が共同で助成するもの。

（※15）首都圏学生の府内への環流を促進するため、京都府地方就職学生支援事業補助金交付要領に基づき、移住・就職等に伴う経費を国、京都府、対象市町村が共同で助成するもの。

### （１）民間就職フェア等への出展

都市部で多数の来場者が見込める民間の就職フェアや、業界研究フェア等（以下「民間就職フェア等」という。）に「京都ジョブパーク」として、ブースを５回以上出展し、移住人材の積極採用を求める京都企業の魅力発信や相談対応を実施し、京都ジョブパークの新規登録を促進すること。

### （２）近畿経済産業局主催の合同企業説明会の共催等

近畿経済産業局主催の合同企業説明会の共催等、京都府外在住者の京都ジョブパークの新規登録を促進する企画を１回以上開催すること。

＜新規登録者の獲得目安＞
一般求職者：370 人
学生：230 人

なお、近畿経済産業局主催の合同企業説明会の開催方法の変更等により、上記目安の新規登録者の獲得が見込めない場合は、同等の新規登録者を獲得するための企画を実施すること。

### （３）農村振興課等との連携事業

京都府の農村振興課、地域政策室等と連携し、京都府への移住・就職を促進するためのセミナーを首都圏で３回開催するとともに、移住フェア等のイベントへ８回程度出展し、移住人材の積極採用を求める京都企業の魅力発信や相談対応を実施すること（出展費用は無料）。

## 11　データ管理・広報

### （１）本業務の利用者管理

本業務の利用者（過年度利用者を含む。）に対して、SMSによるアンケートシステム等の活用（※16）により、就職内定状況を確認し、把握した内容をJPシステムへ登録するとともに京都府へ報告すること。

また、正規雇用での就職内定者に対して、就職後６箇月経過時点で電話、郵送又はメールの活用等により、職場定着の状況を確認し、それらの内容をJPシステムへ登録するとともに、企業等を退職し求職中の者に対しては、京都ジョブパークの各種事業の利用を通じた京都企業との交流を促進すること。

（※16）　SMSの配信に要する経費：１通あたり６円程度

### （２）「ジョブこねっと」（インターンシップ関連部分）の運営・利用促進

大学生等の受入を行っている京都府内企業のインターンシップ情報を掲載している「ジョブこねっと」のうち、インターンシップ等の受入れを希望する企業に関する情報が掲載される部分について、京都府と協議の上、以下の業務を行うこと。

なお、必要に応じ、サイトの改修や利用者増加を図るための広報を提案し、当該費用を負担すること。

ア　インターンシップ等情報の掲載に関する企業への支援
イ　サイトの保守管理費の負担

### （３）その他業務

ア　インターンシップ等実施希望者、ＵＩＪターン就職希望者・求人のデータ管理

に関すること

インターンシップ等実施希望者、ＵＩＪターン就職希望者、その他京都府外のジョブパーク登録者及び移住者の積極採用求人について、常にデータを管理すること。

また、当該データについて、年齢層別、一般・学生の区分別、支援の具体的な内容別及び支援後の経過状況別、学生であればインターンシップ等実施先、実施者の属性など、傾向分析を四半期ごとに行い、京都府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策について、京都府に対して積極的に提案すること。

イ　広報業務に関すること

上記４～１０の業務の実施にあたっては、京都府と協議の上、京都ジョブパークの認知度拡大やイベントへの集客につながる広報を実施すること。

他の事業において実施する事業の広報協力依頼があった場合は、京都府と協議の上、必要に応じ、その広報を実施すること。

また、京都ジョブパークの登録促進を目的として、令和９年３月に府内高等学校を卒業する予定の生徒に向けて、府内企業への就職に備え、京都ジョブパークの登録を促すためのパンフレットを制作し、郵送すること。

ウ　移住人材マッチング促進会議

京都企業の求める人材や府外求職者の希望する業種・職種等のニーズ等を共有し、移住人材と京都企業のマッチングを促進するため、北ＪＰ業務、人確業務及び京都お仕事相談窓口運営業務の移住人材マッチング支援に係る担当者との定例会議（年４回程度）を開催し、事業進捗に関する状況把握及び情報の共有並びに事業推進のための具体的な調整を行うこと。

エ　会議の参画に関すること

現場責任者は、京都ジョブパークの運営に係る会議等に参画すること。

## 12　人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり人員を配置すること。

現場責任者は業務の主たる実施場所において当事業に専任従事し、不在となる場合には、常に京都府と連絡可能な体制及び業務の主たる実施場所における緊急時の速やかな指揮命令体制を整えること。

なお、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

また、京都テルサ内で従事する場合、概ね下表（１）～（８）の人数の下限数が従事できる執務スペースを使用可能とする（使用料負担は求めない）。

| 人員 | 人数<br>(※17) | 主な役割 | 必要な<br>資格・経験等 |
|---|---|---|---|
| (1)現場責任者 | 1人 | ・業務の総括、事業の企画立案、進捗管理<br>・京都府及び他コーナーとの調整　等 | ・マネジメント業務の経験がある者 |
| (2)大学訪問・営業担当 | 3人以上 | ・関西圏、中京圏、九州圏の就職支援協定締結校への営業・ニーズヒアリング<br>・学生のニーズに応じた本事業に係るイベント等の提案 | ・営業力や広報力が必要な業務の経験がある者 |
| (3)大学連携企画担当(ミニインターン企業交流会) | 1人以上 | ・ミニインターン交流会の企画・立案<br>・交流会参加企業との調整<br>・交流会当日の運営 | ・企画提案力や分析力が必要な業務の経験がある者 |
| (4)大学連携企画担当(理系プロジェクト、大規模インターンシップ企業説明会) | 1人以上 | ・理系プロジェクトの企画・立案<br>・理系プロジェクト参加企業との調整<br>・理系プロジェクト当日の運営<br>・大規模インターンシップ企業説明会広報計画立案、実行 | ・企画提案力や分析力が必要な業務の経験がある者 |
| (5)大学連携企画担当(就職トライアル・学生団体連携イベント) | 1人以上 | ・就職トライアルの広報計画立案、実行<br>・就職トライアル成果報告会の運営<br>・学生団体連携イベントの企画・立案<br>・学生団体連携イベントにおける学生との調整<br>・学生団体連携イベントにおける広報支援<br>・学生団体連携イベントの当日運営 | ・企画提案力や分析力が必要な業務の経験がある者 |
| (6)大学連携企画(企業交流会) | 1人以上 | ・府外大学における府内企業との交流会の企画立案<br>・交流会参加企業との調整<br>・交流会当日運営 | ・企画提案力や分析力が必要な業務の経験がある者 |
| (7)内勤事務担当 | 1人以上 | ・内定者捕捉<br>・定着確認<br>・各イベントへの学生参加状況や利用学生の府内企業就職に関するデータの分析<br>・上記データに基づいた企画等提案<br>・ジョブこねっとの管理 | ・データ分析力が必要な業務の経験がある者 |
| (8)カウンセリング・専門学校担当 | 2人以上 | ・京都ジョブパーク来所者へのカウンセリング対応<br>・オンラインによるカウンセリング対応<br>・移住希望者へのカウンセリング<br>・専門学校からの依頼対応<br>・専門学校との連携事業の実施 | ・カウンセリング業務の経験がある者 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (9)企業開拓・企画運営担当（京都企業人材確保センターの人材確保・定着支援員(※18)を兼ねる） | 2人以上 | ・大規模インターンシップ企業説明会の実施<br>・京都企業への訪問・営業活動<br>・インターンシップ等及び就職トライアル実施企業への伴走支援<br>・有給型就職トライアルに係る派遣契約及び派遣費用の出納・経理<br>・就職トライアル成果報告会の実施　等 | ・営業力が必要な業務の経験がある者 |
| (10)東京窓口・首都圏大学担当 | 1人以上 | ・首都圏等におけるＵＩＪターンの来所相談対応<br>・首都圏大学等への訪問・営業、連携事業の実施<br>・首都圏での就職フェアでの相談対応等 | ・ふるさと回帰支援センターを拠点に活動できる者<br>・多くの京都企業や移住に関する知識に精通した者 |

（※17）人数については、原則として下表の「1年間の勤務時間（1日を7.75時間とした場合）」の従事をもって１人とする。

| 番号 | 1年間の勤務時間 | 1週あたりの勤務日数 |
|---|---|---|
| (1),(2)のうち2人,(3),(6),(7),(9),(10) | 1,875.5時間 | 概ね５日 |
| (2)のうち1人、(8) | 1,500.4時間 | 概ね４日 |
| (4),(5) | 1,125.3時間 | 概ね３日 |

（※18）京都府内中小企業の人材確保力の底上げを図ることを目的に、支援対象企業の新規開拓や、企業訪問の実施による支援ニーズの把握などの役割を担う。

## 13　運営管理・実施報告等

### （１）目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の各項目を管理すること。

ア　新規登録者数：6,870人

イ　アのうち大学生等：6,270人（※19）

ウ　インターンシップ等実施数（※20）：2,000人日
　（うち実人数：1,000人）

エ　インターンシップ等実施企業数：350社

オ　就職トライアル参加人数：130人

カ　就職トライアル新規実施事業所数：50社

キ　就職内定者数（※21）：3,140人
　（キのうち正規雇用での就職内定者数：2,530人）
　（キのうち学生の府内企業就職内定者数：350人）

ク　R8年度 ジョブパーク登録府内学生の京都府内企業就職率：40％

（※19）6,270人のうち、700人は人確業務との連携により、人確業務における事業を通じて獲得することを想定しており、人確業務の管理項目にも記載。また、6,270人のうち、670人は京都新卒応援ハローワークの来所利用を通じた新規登録者数を想定し計上しているもの。

（※20）同一人物が長期間インターンシップに参加した場合、期間中の1日を１人とする。

（※21）本仕様に基づく業務において主担当として支援した者（前年度までの支援者も含む。）が、企業等へ就職内定したことを把握し、JPシステムに入力した総数（１企業等への就職内定につき、１件とする。）

**（２）管理項目**

上記の目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

ア　年間延べ相談件数（※22）：2,600 件

イ　協定締結校への訪問数：430 回

ウ　府内企業・地域学生交流数(※23)：6,000 人

エ　移住支援金を活用した就職者数：10 人

オ　府内大学出身者(府外在住)の就職内定者数：30 人

（※22）学生等との対面及びWEBによるカウンセリング並びにメール及び電話による相談及び双方向の連絡も含む。

（※23）府内の企業と学生が交流した数として、13（１）のウ及びオ、５（４）ア(ｲ),(ｳ)、６（２）ア,ウの(ｱ)、の参加者の合計をカウントする。

**（３）報告**

上記（１）及び（２）については、京都府が定める様式の月報及び京都府が指示する事業進捗が確認できる資料により京都府に報告を行い、京都府の評価・指示等を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

また、本事業に係る支援内容等をJPシステムへ登録するとともに、必要に応じ、京都府に別途報告すること。

**（４）進捗状況の確認等**

月報により京都府へ報告する際には、常に上記（１）及び（２）の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記（１）及び（２）の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

## 14　個人情報の保護

京都ジョブパークの運営業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都ジョブパーク諸規程等その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## 15　委託対象経費

### （１）委託業務に従事する者の人件費（前金払可）

ア　賃金
イ　通勤手当
ウ　社会保険料等

### （２）委託業務に要する事業費

ア　講師謝金
イ　旅費
ウ　消耗品費
エ　印刷製本費
オ　燃料費
カ　会議費
キ　通信運搬費
ク　広告費
ケ　手数料
コ　保険料
サ　賃借料
シ　会場使用料
ス　京都府と協議して認められた経費

### （３）一般管理費（委託対象経費の１割以内）

## 16　業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

（１）本業務の実施結果
（２）本業務に要した経費内訳

## 17　財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

## 18　その他

（１）　京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適性に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。

　なお、上記12に記載する人員及び当該人員以外で任命する事業の総括責任者を京都ジョブパーク従事者として登録し、届け出るとともに、上記規定について、周知徹底を図ること。

（２）　京都府と協議のうえ実施内容を決定する事業のうち、上記４～11に係る業務については、27,816千円(税込)以上の事業費（当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。）で企画・実施することとし、事業費が27,816千円(税込)の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。

（３）　本仕様に基づく業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りでない。

（４）　その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。

別紙　学生・企業・地域交流事業の実施例

**例①：５（４）アにおいて実施する場合**

理系プロジェクト×広域.5 京都府北部地域連携都市圏 広域連携プロジェクト

・学生：服飾デザインや繊維を学ぶ府内の学生（京都工芸繊維大学、京都市立芸術大学）

・企業：丹後ちりめんの中小企業＋繊維の材料系企業

・地域：北部地域におけるテキスタイル産地

⇒インターンシップ参加学生が受入企業に対し、競争力の高い製品の検討、マーケティングや物流にも着目した企画立案

**例②：６（２）アにおいて実施する場合**

産業学セミナー×もうひとつの京都

・学生：公共政策を学ぶ府内の学生（同志社大学、龍谷大学、京都産業大学等）

・企業：タクシー会社、バス会社、鉄道会社等の交通系企業

・地域：もうひとつの京都

⇒産業学セミナーを PBL（課題解決型学習）と位置づけ、京都市内のオーバーツーリズムの問題をもうひとつの京都への観光客誘致によって解決を目指す事業の立案

**例③：５（３）又は６（２）イにおいて実施する場合**

就活準備フェア又はミニインターン企業説明会・交流会×広域.6 南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト

・学生：インターンシップ等への参加を希望する学生

・企業：インターンシップ等への参加学生を募集する企業(京都サンガ FC スポンサー企業等)

・地域：サンガスタジアム京都

⇒インターンシップ企業説明会・交流会又は就活準備フェアをサンガスタジアム京都で行い、サッカー観戦を契機とした交流を促進する

**例④：７において実施する場合**

学生団体連携イベント×もうひとつの京都

・学生：もうひとつの京都の地域において、学生団体連携イベントを開催

・企業：もうひとつの京都の地域における企業の参画（イベント観覧、学生との交流）

・地域：もうひとつの京都

⇒学生にもうひとつの京都でのイベントに参加いただくことで、当該エリアの交流人口の拡大、地域経済の活性化につなげる

**例⑤：６（２）ウで実施する場合**

大学の要望・ニーズに応じた事業×広域.3 文化・スポーツ広域連携プロジェクト

・学生：祇園祭のボランティアに興味がある学生

・企業：地域貢献として祇園祭にボランティア協力する企業

・地域：担い手不足の問題を抱える祇園祭山鉾連合会

⇒企業のボランティアスタッフ（若手社員）がリーダーとなり学生ボランティアと連携し、学生と企業（若手社員）の交流を促進することで、地域が抱える祇園祭の担い手不足の問題解消の他、日本人の伝統文化を支える人材育成に資する取組として実施する。

# 令和８年度 京都ジョブパーク事業
# 学生府内定着・UIJターン促進業務（その２）仕様書

## １　趣　旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の基本方針等に基づき、京都ジョブパークにおける「京の留学生支援センター（※1）」の運営を通じて、留学生（卒業後の未就職者も含む。以下、同じ。）に対し、キャリアカウンセリング、京都府内の大学（以下「府内大学」という。）と連携した就職支援を実施し、一人ひとりの成長段階に応じたキャリア形成から就職の早期実現に向けた活動支援や定着の促進を図る。

（※1）京の留学生支援センターとは、国の「京都新卒応援ハローワーク」と京都府が一体となって、留学生等外国人材のキャリア形成から就職支援をワンストップで行うために京都テルサ内の京都ジョブパーク内に設置しているもの。

## ２　委託業務名

令和８年度 京都ジョブパーク事業 学生府内定着・UIJターン促進業務(その２)

## ３　業務内容

上記１の趣旨を実現するため、京都新卒応援ハローワークやその他京都ジョブパークコーナー、京都企業人材確保センターと連携し、京都府と協議の上、以下の業務を行うこと。

また、業務運営にあたっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務内容を検証し、必要な改善を図ること。

### （１）京都府内企業における就職希望者からの相談対応

留学生からの京都府内企業への就職に関する相談に原則予約制で対応すること。

なお、相談にあたっては、留学生の積極採用を希望する京都府やハローワークの求人・インターンシップ等（※2）など、留学生の就職に関する情報を常に収集した上で、相談者のニーズに合った京都府内企業への就業やインターンシップの実施を促すこと。

また、留学生の生活上の相談や在留資格等に関する相談があった際は、京都府国際センターやハローワークといった関係機関と連携し、解決に向けたアドバイスを行うこと。

さらに、希望者のニーズに応じ、電話、メール、SNS、WEB会議ソフト等での相談にも対応すること。

（※2）令和４年６月13日付で改正された「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）において類型化された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組

**ア　業務の実施場所**

京都ジョブパーク　京の留学生支援センター（使用料負担は求めない。）
京都市南区東九条下殿田町70　京都テルサ内

**イ　業務の実施時間**

午前9時～午後7時（土曜日は午前9時～午後5時）
日曜日、祝日、年末年始（12月29日～１月3日）は休み
※ただし、イベント実施、緊急時等には、開設日の時間外、日曜日、祝日年末年始に対応する場合がある。
※飛び込みの来所者の予約受付に対応できるよう、業務時間内には常に上記アの場所に１人以上の人員（下記４の表中の(1)の現場責任者も可とする）が常駐すること。常駐する人員は、別に委託する「学生府内定着・UIJターン促進業務（その１）」の常駐する人員が兼ねることもできる。
※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、業務準備、資料整理等の時間を設け、業務を行うこと。

**（２）府内大学へのアウトリーチ活動**

府内大学に精力的にアウトリーチ活動を行い、大学のニーズ確認を行うとともに、留学生への京都ジョブパークの登録促進及び以下の事業の利用を促すこと。

ア　WEBカウンセリング
イ　京都JPカレッジ（※3）
ウ　京都産業学セミナー（※4）
エ　京都ジョブ博、就活準備フェア、留学生ジョブ博（※5）
オ　個別・ミニ企業説明会、個別・ミニインターンシップ企業説明会
カ　京都ジョブパークサイト（※6）
キ　その他、京都府の指示する事業

（※3）高校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生、短期大学生、大学院生及び既卒３年以内の若年者等（以下、「大学生等」という。）が企業の求めるヒューマンスキル及びテクニカルスキル等を効果的に修得できるよう、大学生等のニーズやレベルに合わせた人材育成研修

（※4）大学生等が、京都府内の業界研究や自身のキャリア教育に資する取組として、大学等において、京都産業に高い知見を有する者や京都府内企業の経営者等の外部講師を派遣し、京都産業における特徴や京都企業の魅力など、京都産業について理解を深めるセミナー

（※5）京都ジョブパークが主催する大規模リクルート・インターンイベント

（※6）「ジョブこねっと」（https://webjobpark.kyoto.jp）、「京都ジョブナビ」（https://kigyo.city.kyoto.lg.jp/jobnavi/）、「京都ものづくり企業ナビ」（https://www.monodukuri-kyoto.jp/）及び「京都お仕事相談窓口キャリアカウンセリング予約サイト」（https://jobpark.pref.kyoto.lg.jp/counseling/Calendar/）

**（３）留学生ジョブ博の当日相談対応**

別に委託する「京都企業人材確保推進業務」（以下、「人確業務」）で、下記のとおり開催予定の京都ジョブフェアの運営を補佐するとともに、留学生向け相談コーナーにおいて、京都府内企業への就職に関する相談に対応し、京都府内企業への就職及びインターンシップの促進を図ること。

ア　イベント概要

一般求職者をはじめ、外国人及び高齢者など多様な人材の積極採用を希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する80社規模の合同企業説明会（うち、留学生の積極採用及びインターンシップ等受入れを希望する京都府内企業は15社～30社規模）

イ　開催日（予定）

令和８年10月17日（土）

ウ　会場（予定）

京都経済センター２階「京都産業会館ホール」中・南室

**（４）多様な外国人材の就労に関するセミナーの開催・運営補佐**

人確業務で実施予定の、府内中小企業等の経営者、人事担当者に向けた「就労環境整備」及び「留学生採用」に関するセミナーの運営を補佐すること。

**（５）インターンシップ等の実施にかかる事前・事後研修の実施等**

**ア　事前研修**

京都府内企業でインターンシップ等を希望する留学生に対し、目標設定や、社会人として必要な基本的なマナーを学ぶことを目的とした事前研修やカウンセリング等によるフォローを行うこと。

なお、３日間未満のインターンシップ等に参加する留学生で、かつ、上記を積極的に希望しない留学生については、京都ジョブパークオンラインセミ

ナー等、オンデマンド型の研修動画の活用も可能とする。

**イ　アフターフォロー及び事後研修の実施**

京都府内企業でインターンシップ等を実施した留学生に対し、ジョブこねっとにおける完了報告を行うよう、フォローすること。

インターンシップ等の実施後は、定期的に京都ジョブパークが実施するイベントの情報発信等、継続した支援を行うこと。

なお、３日間以上のインターンシップ等実施又は事前研修の受講を希望した留学生については、インターンシップ等を通じて学んだスキルや知識を振り返る機会及び受入企業からのフィードバックの機会の場を設定すること。

**ウ　インターンシップ等参加者の保険加入**

インターンシップ等参加者について、期間中、万が一の事故等に備え、保険の加入手続きを行うとともに、保険料を負担すること。

**（６）その他付随業務**

**ア　京の留学生支援センターの利用者管理**

京の留学生支援センターの利用者（過年度利用者を含む。）に対して、SMSによるアンケートシステム等の活用（※７）により、就職内定状況を確認し、把握した内容をJPシステムへ登録するとともに京都府へ報告すること。

また、正規雇用での就職内定者に対して、就職後６箇月経過時点で電話、郵送又はメールの活用等により、職場定着の状況を確認し、それらの内容をJPシステムへ登録するとともに、企業等を退職し求職中の者に対しては、京都ジョブパークの各種事業の利用を通じた京都企業との交流を促進すること。

(※7)　SMSの配信に要する経費：１通あたり６円程度

**イ　京の留学生支援センターのデータ管理に関すること**

京の留学生支援センター利用者について、常にデータを管理すること。

また、当該データについて、年齢層別、在籍大学別、支援の具体的な内容別及び支援後の経過状況別、国籍や内定先の勤務地（都道府県）など、利用者の属性を踏まえた傾向分析を四半期ごとに行い、京都府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策について、京都府に対して積極的に提案すること。

そのほか、京都府からの要望に応じ、各取組の実績データなど、必要な資料を提出すること。

**ウ　留学生スタディ京都ネットワーク構成団体との連携に関すること**

京都ジョブパークが留学生スタディ京都ネットワークの構成団体であることに鑑み、事務局である（公財）大学コンソーシアム京都をはじめとした他団体と、以下のような連携を行うこと。

a　京の留学生支援センターを「留学生スタディ京都ネットワーク」の就職相談窓口として位置づけ、周知を行うこと。

b　（公財）大学コンソーシアム京都が運営するウェブサイト「留学生就職情報ポータルサイト」に京都ジョブパークの留学生向けイベントを公開すること。

**エ　会議の参画に関すること**

現場責任者は、京都ジョブパークの運営に係る会議等に参画すること。

## 4　人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり人員を配置すること。

現場責任者は業務の主たる実施場所において当事業に専任従事し、不在となる場合には、常に京都府と連絡可能な体制及び業務の主たる実施場所における緊急時の速やかな指揮命令体制を整えること。

なお、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

また、京都テルサ内で従事する場合、概ね下表の人数の下限数が従事できる執務スペースを使用可能とする（使用料負担は求めない）。

| 人員 | 人数<br>(※8) | 主な役割 | 必要な資格・経験等 |
|---|---|---|---|
| (1)キャリアカウンセラー兼現場責任者 | １人 | ・業務の総括、事業の企画立案、進捗管理<br>・京都府及び他コーナーとの調整<br>・留学生のキャリアカウンセリング<br>・各種イベントの広報 | ・マネジメントや企画提案力が必要な業務の経験があるもの<br>・留学生の就業支援に関する知見を有しているもの |
| (2)事業推進員 | １人 | ・協定校等へのアウトリーチ活動<br>・求人やIS情報の収集 | ・留学生の就業支援に関する知見を有しているもの |

（※8）上表人数は、原則として、1,875.5時間(1日を7.75時間とした場合、概ね週5日勤務)の従事をもって1人(（2）の人数については627.75時間(1日を7.75時間とした場合、概ね週2日勤務)をもって1人）とし、(2)の人員は、複数人で分担することもできるものとする。

## 5　運営管理・実施報告等

### （1）目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の各項目を管理すること。

なお、エ及びオの確認業務は、別に委託する「学生府内定着・UIJターン促進業務（その１）」で実施することとしており、当該進捗状況を随時確認し、支援策の提案に活かすこと。

ア　留学生新規登録者数（※9）
　　600人
イ　インターンシップ等実施数（※10）
　　120人日
ウ　イのうち実人数
　　60人
エ　就職内定者数(※11)
　　330人
オ　エのうち正規雇用での就職内定者数
　　300人
カ　JP登録者の府内企業就職率：40％

（※9）本仕様に基づく業務において新たに支援し、京都ジョブパーク登録をした者の総数（既登録者のうち、活動終了となった方の新たな登録もカウント可とする。）

（※10）同一人物が長期間インターンシップ等に参加した場合、期間中の１日を１人とする。

（※11）本仕様に基づく業務において主担当として支援した者（前年度までの支援者も含む。）が、企業等へ就職内定したことを把握し、JPシステムに入力した総数（１企業等への就職内定につき、１件とする。）

**（２）管理項目**

上記の目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

ア　年間延べ相談件数（※12）
　　600件

（※12）留学生との対面及びWEBによるカウンセリング並びにメール及び電話による相談及び双方向の連絡も含む。

**（３）報　告**

上記(１)及び(２)については、京都府が定める様式の月報により京都府に報告を行い、京都府の評価・指示等を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

月報と併せて、新規登録者及び内定者について、国籍や内定先の勤務地（都道府県）等の情報を補足し、報告すること。

また、本事業に係る支援内容等をJPシステムへ登録するとともに、必要に応じ、京都府に別途報告すること。

### （４）進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上記（１）及び（２）の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記（１）及び（２）の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

## ６　個人情報の保護

京都ジョブパークの運営業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都ジョブパーク諸規程等その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## ７　委託対象経費

### （１）委託業務に従事する者の人件費（前金払可）

ア　賃金
イ　通勤手当
ウ　社会保険料等

### （２）委託業務に要する事業費

ア　講師謝金
イ　旅費
ウ　消耗品費
エ　印刷製本費
オ　燃料費
カ　会議費
キ　通信運搬費
ク　広告費
ケ　手数料
コ　保険料
サ　賃借料
シ　会場使用料
ス　京都府と協議して認められた経費

### （３）一般管理費（委託対象経費の１割以内）

## ８　業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

（１）本業務の実施結果

（２）本業務に要した経費内訳

## ９　財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

## 10　その他

（１） 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適性に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。

なお、上記４に記載する人員及び当該人員以外で任命する事業の総括責任者を京都ジョブパーク従事者として登録し、届け出るとともに、上記規定について、周知徹底を図ること。

（２） 本仕様に基づく業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りでない。

（３） その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

令和8年3月24日

| | |
|---|---|
| 調達機関名 | 商工労働観光部雇用推進課 |

| | |
|---|---|
| 案件名称 | 京都ジョブパーク事業　学生府内定着・UIJターン促進業務 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 候補者名 | 学生・UIJ事業共同企業体 | 総合点 | 85.25 |

| | |
|---|---|
| 参加者名称<br>（五十音順） | 学生・UIJ事業共同企業体 |

| 候補者の選定理由 |
|---|
| 事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容・執行体制も具体的で現実性のある計画が提案されている。 |

| | 所属名及び役職名等 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 外部有識者名<br>（五十音順） | 日本労働組合総連合会 京都府連合会 事務局長 | 土 渕　　誠 |
| | 一般社団法人京都経営者協会 専務理事 | 上 田　清 和 |
| | 京都労働局 職業安定部 訓練課長 | 北 尾　泰 史 |
| | 京都市産業観光局 産業企画室 ひと・しごと環境整備課長 | 黒 木　雄 平 |